

届出制手数料に係る手数料表

事業所の名称: 有限会社オフィスいとう

許可番号: 24-ユ-300159

当事業所は、職業安定法に基づく有料職業紹介事業として、次のとおり手数料を申し受けます。

【求人者から徴収する手数料】

1. 職業紹介サービス

職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金額の 50% (消費税を含まない) を上限として、求人者より申し受けます。

2. 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言サービス

職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金額の 50% (消費税を含まない) を上限として、求人者より申し受けます。

【求職者から徴収する手数料】

求職者からは、手数料は徴収いたしません。

【返戻金制度】

紹介により就職した者が、本人の都合により短期間で退職した場合は、以下のとおり手数料の一部を返戻いたします。

・入社後1か月以内の退職
手数料の 80%

・入社後3か月以内の退職
手数料の 50%

上記手数料には別途消費税が加算されます。

有限会社オフィスいとう
三重県鈴鹿市野町西三丁目 2-3